

住まいと水の縁

江川 隆進*・池田 俊彦*

A Connection of House and Water

Takayuki EGAWA・Toshihiko IKEDA

In this study, we considered a connection of a house and the water from a viewpoint of water for the fire prevention. Above all, we investigated more deeply "a connection of water" on the charm technique and developed to use unconsciously that connection up to now.

As the results of this study, in the first place, as a charm of the architecture ceremony, there were many samples of the fire prevention in concealed water. In the second place, as a charm and God of water, there are many existings on a gable of ware-house. In the third place, the concealed water has many samples in the architecture terms and is realizing a role of the fire prevention.

In the deeply connection of a house and the water, if "a connection of water" was a charm, we want to leave as long to the water for the fire.

1. はじめに

住まいの火難除けのため、切妻屋根の妻壁や鬼瓦などに「水」の文字などを記したものが今でも日本全国に見られる。これ自体で火難除けが出来るものではないが、「水」の呪力に祈願することによって、精神的な安心感と、それを見ることによる防火意識とを高める役目を果たしていると言える。そう考えると、呪いではなく生活の知恵と見ることも出来る。

本研究はこうした住まいと水の縁を、民俗学のこれまでの成果などを参考にしながら、火難除け（火伏せ）の視点から抽出し概観しようとするものである。とくに呪い的な意味をもつ「水の縁」に注目し、それらを類型化して示す。

なお、本研究の主たる関心は「水の縁」であり、水に直接関係ない火難除け（火伏せ）については扱っていない。

2. 呪い(まじない)の習俗

呪いは呪歌や呪言のなかに見ることが出来る。古いものでは、保元元年(1156)藤原清輔によって著わされた『袋草紙』のなかの呪歌がよく知られているが、近世になって、呪術や呪歌を集め

*建設工学科 建築学専攻

た『呪咀(まじない)調法記』(元禄12年・1699) や『陰陽師(おんみょうじ)調法記』(元禄14年)などが版本として世に出るにいたり、これらに収められている呪歌が口伝などで庶民に深く浸透し、現在に及んでいる。⁽¹⁾

呪いには処置呪術と予防呪術があると言われる。⁽²⁾ 前者は病気やケガなど事後に対する処置として、後者は諸害の予防としてのもので、後者はたとえば「火事近所にある時の呪い」のごとくである。また直示型と秘匿型に分けられることもあり、⁽³⁾ 直示型は宣伝や祈願の形をとっているものにあたり、また秘匿型は直接的な意思表示を避け、歌の中に詠み隠して暗示するような場合である。秘匿型の例として、次の住まいの「火伏歌」の呪言などが知られる。

焼亡(しょうまう)は柿の本まできたれども あか人なればそこで人丸 ⁽⁴⁾

この呪言は「焼亡は垣の本まできたれども、赤火となればそこで火止る」の意を暗示していて、歌人柿本人麻呂と、「垣の本(かきのもと)」で「火止る(ひとまる)」という句が懸け詞として機能しており、さらに「(山部)赤人なる」と「赤火となる」も同様である。火伏が呪言として秘匿されているのである。

住まいと水の縁から見れば、先に述べたような予防呪術が多く、それが水神信仰に近い形をとることもあるが、建築儀礼においてはもっと暗示的なものにまで広がってきたわけで、それらの「呪い」のいくつかは、住まいと関係をもちながら現在にまで至っている。

3. 建築儀礼と水

地鎮祭や上棟祭、屋根葺きの際、水は火伏せの呪いとして儀礼や棟札に使われてきた。しかし水が直接的に表現されるのではなく、先の秘匿型表現である。現在の上棟祭のときの祝詞では、産土大神(ウカノオガミ)・屋船久々遅命(ヤワタクリハミコト)・屋船豊宇氣姫命(ヤワタヨウヒメハミコト)・手置帆負命(タヌキイハミコト)・彦狭知命(ヒコサリハミコト)などの神前で永遠の安寧と繁栄を願う詞を奉る。⁽⁵⁾

あるいはその折り、棟札などを棟木に打ち飾ることもあるが、それは魔除の標でもあり火伏せの意味が込められていよう。これらに類する事例を以下に挙げてみよう。

霜柱氷の梁に雪の桁雨の垂木に露の葺き草

これは棟木をあげるときに詠む呪歌で、長野県駒ヶ根塩田に伝えられているものである。⁽⁶⁾ 棟木には「天長地久 千歳棟 万歳棟 福寿歳棟」の一節と、年月、施主の氏名などが記される。建築部材を「水」に関わるもので詠みあげて火伏せをしようとするもので、「氷」の縁語で「張り」と「梁」とを懸け詞にし、「雨」の縁語に「垂る」を使って「垂木」と懸けている。懸け詞によって秘匿されているものが多いほど、その歌の呪力は強くなると言われている。同類の呪歌として、次のようなものがある。⁽⁷⁾

霜柱氷の屋根に雪の桁雨の垂木に露の葺草 (神奈川県足柄上郡山北町玄倉)

霜柱氷の桁に雪の梁雨の垂木に露の葺草 (静岡県駿東郡)

霜柱氷の柱雪の桁雨の垂木に露の葺草 (武藏地方の新築披露のほめ念仏)

水の変態である霜・雪・雨・露などを部材と組合せ、それらを火伏せのための「呪物」としてい

る例である。また岩手・宮城・秋田の3県には、屋根葺きの伝書に以下の神歌があり、建築の部位までも秘匿させている。⁽⁸⁾

霜波志良氷乃波理尔雪乃計太乃垂木尔露乃富貴久差佐（しもはしらこおりのはりにゆきのけたのたるきにつゆのふきくささ）

山形・福島両県の伝本の例では、以下のように水以外はすべて平仮名なので、秘匿と同じ思想のものと考えられている。

たてまいのうたのとないことをたてまつることをまをしげのはしらにゆきのけたつゆの
さす水のむなぎにあまのくさぶき

また舟形の伝本は、火除之方法として、

水のやね水の柱に水のかや水のたたみに水の戸障子

と記す。水を秘匿するのではなく、逆に水で火伏せを試みている。

棟ハ雪棟ハ氷ニ霜柱桁檻ハ水トナルモノ （金山の伝本）

志も柱古うりのむな木雪のけた雨のたる木に露のかやぶき（鳥崎の「屋根覆終天祭秘伝」）

霜柱氷之棟雪之桁雨ノ垂木仁露之葺草 （〃）

霜柱氷の梁小雪のさす雨のたる木小露のふき草 （〃）

鳥崎のは火伏ノ神歌、神歌、次仁神歌として記載され、いずれも水や建築の部位の秘匿の方法が多少異なるだけで、形式は変わらない。南国の方では、たとえば沖縄の棟札に、

霜柱氷軒雪桁雨棟露の葺草 ⁽⁹⁾

とあるし、「勝連村誌」にある新築祝の歌の一部には、

水柱立てゝ 霜し貫さきやり 露しきちかけて 雨し葺ちゃいさ ⁽¹⁰⁾

とある。また、国頭郡の木やり歌では、

霜柱立てて雪の桁はけて、長雨（ながし）きちかけて露の葺草 （琉歌） ⁽¹¹⁾

という表現になっている。

東北から沖縄に至るまで、神歌の由来については未詳ながら、水の秘匿された火伏せ歌が同様の霜柱の歌として流布していたことになる。

儀礼のなかには、供物にも「水」が関わっているものもあり、たとえば棟祭りに水形餅9枚を供物える儀礼がある。⁽¹²⁾ 水の字形をしたこの餅はトガタなどと称し、棟梁の受けるものとなっていて、この9枚は「天の9□星を表わし、水と云ふ文字の形るは火災を除ためである」と記されている。また供物とともに、剣と鉄との間に水の字形に草をおくこともある。⁽¹³⁾

そのほか棟上げの時、小屋組のどこかにミズキを使い火難除けにするという地方もある。⁽¹⁴⁾ ミズキは早春に芽をふくとき地中から多量の水を吸い上げることで知られているが、多量の水を含んでいることから、火難除けといわれるようになったのであろう。

以上のように、建築の儀礼の中には「水」によって火伏せを祈願していた例が見られ、現在でその共通性と内容の広がりを同時に見ることが出来よう。

4. 火難除けの水

江戸時代、たび重なる大火によって、住宅は瓦葺きや土蔵造り、塗り籠めなど、防火上有効な工法がとられるようになったが、また火難除けとして、倉には「倉じるし」という一種の呪いが定着した。そしてそれは同時に、財産・家格・地位などを誇示するためのものでもあった。したがって倉じるしは、龍や水の字のほか、寿・亀・鶴・恵比須・大黒・宝船など縁起物の字や像も使われた。火難除けとしては、龍の字が多いという調査結果もあるが⁽¹⁵⁾、龍は昇天を意味しており、こうした家運の隆盛願望と、龍神雷神水神としての火難除けとを併せもつことが出来るからであろう。

水神には、①飲用水・日常用水として、②水田の灌漑用水として、③水害除けとして、④水に縁の深い業者の祀るものとして、⑤火難除けとして水神があるとされている。⁽¹⁶⁾ このように、水神と呼ばれている神の内容は多様であり、いわば暮らしの中で水と接するそれぞれの場面で水神信仰が生まれてきたといえる。それを「水」の字で象徴し、水神の靈力によって火を防ごうとするわけである。なかには、伊豆七島の新島では水神柱と呼んで、火難除けのために水神を柱に祀っているものもあるし、火難除けの水神祭りのあるところもあった。⁽¹⁷⁾

ここで、福井市郊外の倉の妻側に描かれていた水の文字を紹介する。写真-1にあるように、水という文字が懸魚のような輪郭の中に描かれており、北向きに面してもいる。陰陽五行からすると、水→北、火→南を指すので、水を北に描いて火を厭勝しようという考え方かもしれない。

中国においても火災除けとして人家では水を画いたものを貼り、寺院では壁に水を書いていた。また、趙州の柏林寺の後壁には唐の吳道子の水の画あり、今も存している。さらに河南の人々は貴賤を問わず趙州印板の水の画を貼り、玄関衝立には一家として水を画かざるはないという。⁽¹⁸⁾ 水の画とは、一般に波浪の図であろうが、中国は日本より古くから水が火の厭勝としていたことがわかる。



写真-1 倉じるしの「水」

5. 建築用語の水の縁

『本朝世事綺談』には、「瓦に巴の紋を付けるは水の縁なり。巴は水の巻状にて渦なり。瓦の唐草も水草なり。正親町御説に、巴は水を象(かたど)りたるゆえに昔より付け来れり。釘隠しの六角なども水を象る。天井・鴨居・蛙股などは、みな水の縁をとる。堂塔などに翻龍雲水を画

くも同じ理なり。すべて火難が避けられるように祈ってなされるもの」⁽¹⁹⁾と記されている。つまり、水に関連させることによって火除けを願ったものである。そこで以下、そうした建築用語と水の縁を見てみたい。

5-1 天井

古代の天井といえば仏堂の天井である。格子状に組んだ格縁と、その格間に裏板を張った格天井のことを指していた。格縁の格子が「井」の字を表しているわけである。したがって天井の語源についての通説は、そうした格天井の井桁が上方にあるため天の井ということで天井となつたというわけである。また、井は井戸の意味を表しているとも考えられるから、火災を免れたいという念願から生まれたという説もある。⁽²⁰⁾ あるいは井が水を湛えるもので、火から逃れるためだというのもある。⁽²¹⁾ 天井のことを「風俗通云殿舍作天井菱藻水中之物以厭火災也」、つまりヒシや藻など水の物で火災を厭うものだという指摘もあった。⁽²²⁾

このように天井の語源については諸説あって定めがたいが、水に縁のあることだけは間違いないさそうである。また、水に関係する絵を格間に描くもの、天井に龍の文字を描くものなど、実際には種々の応用もある。

5-2 鴨居と敷居

『庭訓往来』⁽²³⁾に「鴨居モ鴨ハ水鳥也。-----家ハ忌火間懸魚以下皆水辺ノ物ヲ以テ名クル也」とある。鴨居の鴨は水鳥であるが、家の部材名称は火を避けるために、たとえば懸魚のごとく水辺に因むものを名付けるのである。さらにさかのぼり、鴨は上（かみ）に通じ鴨居は「上居」からの転化であるとする説⁽²⁴⁾もある。

余談ながら、鴨居と鳥居は同じような成り立ちの上にあるとする説もある。⁽²⁵⁾ 鳥居は鳥井とも書かれ、井・鴨・鳥は水に関わりが深いので、水火を払う点で共通するということらしい。そこでは鴨居が上居・上板から転じたものであるということも併せて記されていた。この元となるのは『神社啓蒙』（寛文7年・白井宋因著）にある「今人家承塵下横木 言之鴨居 義又同為其厭火災故水物」である。住居の承塵（なげしのこと）の下の横木を鴨居と言い、横木をもつ鳥居は火災を厭う故に水物であるという意味で鴨居と同義、ということだろうか。他方、欄間の意匠が水だけでは単純なので、そこに鴨も彫刻して鴨居と呼ぶと言う。⁽²⁶⁾もちろん背後には、鴨が水辺に棲むので火の厭勝とみなす考えがある。

つぎに敷居であるが、古くは「しきみ」、地方によって「しき・しき・しきげ・しきいり・しきり・しきえん・しきん・しけ・すけ・しつき」などとも言い⁽²⁷⁾、このうち「しき」が水鳥の鳴にも当たるのではないかと考えられる。

敷居の語源を探つてみると、たとえば『日本語語源辞典』⁽²⁸⁾によれば、敷居の語源は「しきみ（級段み）」または「しきみ（闇）」であるらしい。また『古語大辞典』⁽²⁹⁾によれば、「しきみ」が転じて「しきゐ」が成立したものかとし、「み」から「ゐ」への音変化は類例が少ないしながらも、「かもゐ」の成立以後に、これと形態的に対応する語として「しきゐ」が成立したものであろうとしている。「しきゐ」の別義としてあつた敷き物やムシロの義が消滅したこと

でこの変化が可能になったのであろう。『語源大辞典』⁽³⁰⁾では、敷居はしきみからか、またはシキは敷くことなので、敷く居る意からかともなっている。これらの参考文献には「しき」との関わりを見出せないが、敷居を「敷井」と表わす例があり⁽³¹⁾、天井の「井」が水の縁となっているように、「敷井」もそうみなすことができる。さらに「鳴居」や「寄鳴居」という用字のあることもわかり⁽³²⁾、火難除けとして、鳴と鳴という水鳥が対置して使われた可能性を考えることが出来よう。

5-3 懸魚（げぎよ）

前項の「家ハ忌火間懸魚以下皆水辺ノ物ヲ以テ名クル也」で触れた懸魚は、寺院などの屋根の拝みの部分に取付けられる板の装飾で、様々な縁形が施されるものである。⁽³³⁾ 懸魚の裾に左右に伸びる縁形を鰐（ひれ）と称し中世後半以降ひろく見られるようになった。形状によって降切懸魚・拝懸魚・三花懸魚・唐花懸魚などの名称がある。しかし江戸時代中期になると、雲や鶴といった、水の縁に近いモチーフのものも現われるようになった。

5-4 蓼股（かえるまた）

本節冒頭の『本朝世事綺談』で見たように、天井・懸魚とともに蛙股は水の縁、とある。蛙は水に棲む生き物なので水の縁となり、火難除けのまじないのひとつと解される。蓼股は主として和様の社寺建築に見られ、虹梁の上や、組物と組物との間に置かれる裾広がりの構造部材を言い、蛙が股を広げたような形をしているのでこの名がある。唐招提寺に見られるような板状の蓼股から始まるが、その後醍醐寺薬師堂や中尊寺金色堂のように内が削り抜かれたものとなり、次第に装飾化されたものになつていった。

5-5 鳥尾（しひ）と鯱鉾（しゃちほこ）

どちらとも火難除けの呪いとして棟の両端に置かれた。鳥尾は海水を噴いて雨を降らせる火の厭勝で、漢の柏梁台が火災に遭ったとき、越王が厭勝の法を献じ、建章宮の屋背にこれを置いて火災をまじなったのに始まると言われている。⁽³⁴⁾ 日本では桃山時代になると鳥尾に似た鯱が現れる。『愚子見記』⁽³⁵⁾によれば「是武家用之。威強魚成故、專武家用。亦火伏義也。」とある。鯱は胴体は魚、頭部は竜・獅子・鬼をモデルにしている。水精として水を噴き雨を降らせる靈力を有し、漢代（前206～後220）柏梁殿の火災の後、越の巫女が火災除けの呪いとして提案し、宮殿の棟上に付けるようになったという。なお他にも諸説あるが、⁽³⁶⁾ 想像上の海魚海獸を挙げてあり、名も形も一定しない。また鬼瓦は今見たように鯱の姿の一つとみなされるから、これも火難除けと理解することが出来よう。

5-6 瓦

京都の石清水八幡宮は水の神を祭神としているため、水をかたどった渦の紋を神紋とし、その渦巻きが巴に似ているところから巴紋と呼ばれた。つまり巴紋は水を象徴しており、それを屋根の軒丸瓦につけるのは、水の神で防火を願ったからであるとされる。⁽³⁷⁾

また、鬼瓦や軒先の丸瓦、軒の分岐点や墀の曲り角にかぶせる留蓋瓦・鳥衾などには、さまざまな装飾瓦が用いられているが、大別すると①魔除け、②火伏せ、③招福、といった呪術的な意

味もそこには込められている。そして火伏せには、波頭・立波・波巴・水煙・波模様・水の字・鰐・鯉・帆掛け舟・金比羅舟・小舟・帆立貝・殺生釘などがある。⁽³⁸⁾ 棟瓦に青海波と鮑白珠をあしらい、めでたさと防火のお守りとした例もあるらしい⁽³⁹⁾ なお現在でも、垂れの模様に水文字のある軒瓦、水の字付きの鬼瓦などは利用されている。⁽⁴⁰⁾ 棟の上を覆う雁振瓦の雁、その下に積む熨斗（のし）瓦の熨斗（アワビ）なども、水の縁から現われた名であろう。

5-7 その他

前掲の『本朝世事綺談』にあった六角とは、釘隠しの六葉のことである。長押などを打ち留めている大釘の頭を隠すための化粧金具で、菊座と座金からなる六葉形のものが定番である。⁽⁴¹⁾ 長押のほか懸魚・扉の框などにも用いられ、六出の花弁形になっている。⁽⁴²⁾ 六葉の中央に突出しているのが「樽の口」で、酒樽の栓に似た形状をしている。したがって、釘の頭を樽の栓、すなわち水の縁で隠すことになる。

住まいとは直接関係ないが、五重塔などの頂を飾る水煙も火の厭勝のひとつである。⁽⁴³⁾ 相輪の先端部にある火炎状の装飾金具で、後世になると唐草または渦紋とすることが多くなる。慣習にしたがい、火にちなむ名称を避けて水煙としたらしい。⁽⁴⁴⁾ ただしそうならば、「火打」という部材名も避けてよさそうに思うが、もともと火打袋の縫い方のなかに、直角に対する斜めの線のところがあり、同じような斜めの補強の意味が重なって出てきたらしいから、水や火の縁とは全く関係ない。⁽⁴⁵⁾

そのほか建築用語からは離れるが、姫路城に「水の門」が1から6の門まであり、鰐鉾や懸魚と同様に、天守を水で囲んで火から守るという呪術的な意味があったものと考えられる。⁽⁴⁶⁾ また囲炉裏の上に天井から繩で吊した自在鉤には、魚の形のものがしばしば見られ、火と水の関係から防火を意識したものだったと考えられるのである。吊す繩も、左繩と称する左ひねりのものが使われ、潜水夫の命綱や神事等に使う繩が左繩であるように、信仰との関わりは深い。⁽⁴⁷⁾

6.まとめ

以上見てきたように、水の縁を駆使しながら「火除け」とか「火伏せ」のまじないが、さまざまな広がりと変化をもって伝承されてきたことを例示しながら明らかにした。今でも、住宅の屋根裏換気孔に水の字が描かれたり、雨樋の集水器に水の文字が掘ってあつたりするものもある。時代は変わっても、住まいを火災から守りたいという強い願いは結局変わらないということであろう。現代においては、こうした行いが単なる迷信として一笑されるのであろうが、しかし多くの人に継承されているという事実こそがまさに文化のありようなのであり、安心感を生むという実際の効果も含めて考えれば、それらは簡単に無視されるべきものではない。

引用・参考文献

- (1). 野本寛一著 『言葉の民俗』 25p 人文書院 1993
- (2). (1) 26p

- (3). (1) 27p
- (4). (1) 28~29p
- (5). 神社本庁宗教研究所監修 「神道のしきたりと心得」 103~104p (株) 池田書店 1990
- (6). 野木寛一著 「軒端の民俗学」 406p 白水社 1989
- (7). (1) 34 ~35p
- (8). 森口多里他著 「北海道・東北地方の住い習俗」 73 ~75p (株) 明玄書房 1983
- (9). 恵原義盛他著 「九州・沖縄地方の住い習俗」 310~311p (株) 明玄書房 1984
- (10). (9) 316p
- (11). (9) 316p
- (12). (8) 71~72p
- (13). (8) 71p
- (14). 鶴藤鹿忠著 「中国地方の民家」 23p (株) 明玄書房 1966
- (15). 鶴藤鹿忠著 「中国・四国地方の住いの習俗」 (株) 明玄書房 1984
- (16). 高谷重夫著 「雨の神- 信仰と伝説」 8~12p 岩崎美術社 1984
- (17). (16) 8 ~12p
- (18). 澤田瑞穂著 「中国の呪法」 450p (株) 平河出版社 1984
- (19). 山片三郎著 「続々建築徒然草」 216~219p 学芸出版社 1982
- (20). 山片三郎著 「続建築徒然草」 96 ~97p 学芸出版社 1980
- (21). 彰国社編 「建築大辞典」 てんじょう(天井) 1048p 彰国社 1971
- (22). 京都大学文学部国語学国文学研究室編纂 「倭名類聚抄」 669P (株) 鹿川書店 1977
- (23). 室町初期に玄惠によるとされるが不詳
- (24). 北尾春道編 「數寄屋図解事典」 71p 彰国社 1959
- (25). 川口龍二他2著 「鳥居- 百説百話-」 8p, 12p 東京美術 1987
- (26). (18) 451p [注] この説の意味は理解しにくい。
- (27). (20) しきい(敷居) 619p
- (28). 嶺堂明保監修 「日本語語源辞典」 現代出版 1984
- (29). 中田祝夫編 「古語大辞典」 756~756p 小学館 1983
- (30). 堀井令以知編 「語源大辞典」 117p 東京堂出版 1988
- (31). 中村昌生編 「数寄屋古典集成三 わび茶の作風」 小学館 1988
- (32). 太田博太郎監修 「注釈 懸子見記」 9-162, 9-167 井上書院 1988
- (33). (20) げぎょ(懸魚) 423p, そのほかに(85・86p, 125p, 211p, 276p, 290p, 294p, 368p, 1486p)
- (34). 荒木健彦著 「建築と都市のアート」 142~143p 彰国社 1992
- (35). (32) 9-17
- (36). (18) 450p [注] ここでは3つの説が書かれている。
- (37). 横口清之著 「自然と日本人」 講談社
- (38). 小林昌人著 「民家と風土」 387~388p 岩崎美術社 1985
- (39). 矢野徹一著 「ものと人間の文化史 鮑(あわび)」 284p 法政大学出版局 1989
- (40). 坪井利弘著 「因縁瓦屋根」 理工学社 1977
- (41). (20) くぎかくし(釘隠し) 388p
- (42). (20) ろくよう(六葉) 1842p
- (43). (18) 451p [注] [水鏡] でなく「水鏡」となっている。
- (44). (20) すいえん(水煙) 761p
- (45). 矢田洋著 「建築ことば漫歩 道具館」 55p (株) 東京堂出版 1988
- (46). 桥本政次著 「姫路城の話」 127p 社団法人姫路観光協会発行 1993
- (47). (9) 177, 178p 自在鉤のことは、全国共通のことといえる。

(平成8年12月4日受理)